

難民の尊厳と安心が守られる 社会へ向けて

石川 えり

アフリカの A 国で女性の権利を求める活動をしていた B さん。女性団体からの脱退を求められた際に従わなかったことがきっかけで警察に拘束され、性的な暴行などを受けたこともありました。家族が保釈金を支払い、一時的に拘束を解かれた隙に来日の機会を捉え、日本で難民申請をしました。

難民支援協会 (JAR) は、「難民の尊厳と安心が守られ、ともに暮らせる社会へ」をビジョンに活動する NPO 法人です。1999年に設立されました。相談者全体の約2割が女性で、単身女性やシングルマザーなども含まれます。中には「女性である」がゆえに受けた迫害から逃れてくる人もいます。たとえば、名誉殺人や女性器切除 (FGM) など、重大な犯罪や人権侵害を取り締まる意思・能力がない国は少なくありません。難民条約では、人種、宗教、国籍、政治的意見のほか、「特定の社会的集団に属すること」を理由に迫害を受けるおそれのある人を保護するよう定めており、女性であるがゆえに被害者となっている彼女たちはまさにそれに該当します。

前述の B さんは、難民認定申請手続きの中で活動していた証拠として女性協会の会員証、出頭要請書、指名手配書を提出したものの、法務省入国管理局 (現入管庁) はそれらの証拠価値がないとして難民ではないとされました。B さんはその後裁判を提起し、難民の認定を得ることができましたが、来日後10年が経過していました。日本で難民申請をしてから裁判も含めて結果が出るまでの公的な生活支援は不十分で来日直後から困窮します。JAR へは「今日泊まる場所がない、食事を取りたい」と命や健康が脅かされるレベルの相談事も寄せられます。

この課題の解決には難民が難民として認定され、保護されること、また審査の結果を待つ間の公的な支援が欠かせません。JAR では、国籍や在留資格の有無にかかわらず、難民の尊厳と安心が守られる社会に向けて、活動をしています。



PROFILE

いしかわえり：1994年のルワンダにおける内戦を機に難民問題への関心を深め、大学在学中、難民支援協会 (JAR) 立ち上げに参加。2001年よりJARに入職。直後よりアフガニスタン難民への支援を担当、日本初の難民認定関連法改正に携わった。2008年1月より事務局長、2014年12月に代表理事就任。「第3回チャンピオン・オブ・チェンジ日本大賞」に入賞。上智大学、一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師。